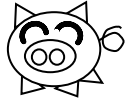


## 大增税！？ 相続税改正の話(基礎控除)

平成 25 年 5 月作成



最近、テレビや雑誌・新聞等様々なメディアで相続に関する話題が多数取り上げられるようになりました。その一つの理由に相続税法の改正が挙げられます。今回は、ここ近年で最も影響の大きい改正である、**平成 27 年 1 月 1 日以降に発生する相続から「基礎控除」が大幅に減額される(つまり増税)内容**についてお話ししたいと思います。

まず、相続税の総額は基本的に下記の算式で計算されます(細かい決まりがありますが、今回は詳細を省略し、簡略化して説明します)。

$$\text{(遺産総額 - 被相続人の債務) * - 基礎控除} \times \text{税率} = \text{相続税額}$$

(※ 以下「課税価格」といいます)

つまり、どのような相続財産があってもその総額が基礎控除以下の金額であれば相続税は課税されないこととなります。この基礎控除ですが、現在は下記の算式で計算されます。

$$5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}^* = \text{基礎控除}$$

(※ 法定相続人とは基本的には民法上の相続人ですが、養子が複数いる場合には 1 人又は 2 人に制限される等、相続税法で一定の調整を行った相続人を意味します)

そしてこの基礎控除の計算が、今回の相続税法の改正により以下の算式のように減額されることになりました。

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除}$$

つまり、単純に**基礎控除の額が 40%も減額**されてしまうのです！

具体的にモデルケースを設定して計算してみましょう。たとえば相続人が配偶者と子供二人である(法定相続人が 3 人)場合、現在の基礎控除額は

$$5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 8,000 \text{ 万円}$$

と計算されます。8,000 万円以下の課税価格であればどのような財産を誰がどれだけ相続しても、相続税は課税されません。しかし、改正後は

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 4,800 \text{ 万円}$$

となります。8,000 万円と聞くと「そんなに財産は無いな」と思っていた人も、4,800 万円となると「あれ？自宅の値段はいくらするのかな？預貯金や株式と合わせるとひよっとしたらそれくらいはあるかもしれない・・・」という方も多いのではないでしょうか？東京で家一軒持っているといふ相続税が課税

されるという人もいるくらいです。アパートや貸し駐車場を所有していればなおさらです。

現在、相続の発生件数に対して、相続税の課税対象となる件数はおよそ 4~5%程度ですが、この改正により 6%程度になると試算されています。つまり**現在より 1.5 倍もの人が相続税を納付**しなければならないのです。また、正式な統計は無いのですが**首都圏では**地方圏に比べ不動産の価格が高いため、**現在でも 10%程度の方が相続税を納付**しなければならないという話も聞きます。改正により、基礎控除が引き下げられると、もはや一般のサラリーマン世帯であっても相続税は他人事とは言い切れません。

皆様も一度相続税が課税されるか否かの確認(試算)をされてみてはいかがでしょうか？

